

凡例

- 一、本巻は琉球王国評定所文書、第十一巻である。
- 一、本巻は東京大学法学部法制史資料室所蔵の琉球評定所記録及び国立公文書館蔵旧琉球藩評定所書類を収録したものである。
- 一、収録史料中の標題に付されている番号（例、一五三三など）は旧琉球藩評定所書類目録（東京大学史料編纂所所蔵）の中の整理番号である。
- 一、本巻は旧琉球藩評定所書類目録の中の整理番号に従い、通巻番号順に収録してある。
- 一、各号文書の本文見出しは、旧琉球藩評定所書類目録に従っており、史料標題と異なる場合がある。
- 一、本巻は巻頭論考と、各史料ごとの解題、史料本文、および標題のみ文書よりなるが、各史料ごとの解題の末尾には解題執筆者を明示してある。

- 一、筆耕は法政大学沖縄文化研究所所蔵の写真複製本のコピーを用いておこない、判読の困難な部分については浦添市立図書館沖縄学研究室所蔵の写真複製本と、原本で照合した。
- 一、収録に際しては出来るだけ原史料の体裁を留めるよう努力したが、編集の都合上、以下の変更を加えた。
- 1 旧漢字は原則として新漢字に改めた。
- 2 「里」「筑」の略字体はそれぞれ「里之子」「筑登之」と表記した。
- 3 変体仮名ゑ（は）、わ（え）、あ（て）、う（と）、ぢ（も）、ぶ（より）、ノ（して）はそのまま生かし、他は原則として平仮名に直した。
- 例、幾↓き、留↓る、楚↓そ、連↓れ、など。
- 4 宛（づつ）の意味を示す完は、訂正せずそのまま用いた。
- 5 朱書の箇所は「」でくり區別した。
- 6 原文の抹消は傍点、を文字の左に付した。
- 7 明らかな誤字・脱字については、（ ）で訂正す

るか、または(ママ)と注記した。

8 判読できなかった文字は□や□□で示し、虫損な
どの理由で判読不可能なものは□□^(虫喰)あるいは□
と表記した。

9 原史料にはないが、句読点及び並列点を付した。

10 行間の書き込みが長文に及ぶ場合には関連箇所
文末にまとめた。

11 付箋は、それが現在では含まれている場所に図記号
をし、その下に付箋の内容を示した。

12 各号文書ごとに算用数字で通し番号を付した。

13 文書の内容が関連する場合には枝番号を付した。

14 その他、内容を損わない範囲で編集の都合上変更
を加えてある。

一、本巻収録の一五三五号「仏船来着成行守衛方御届
申上候扣」には、虫喰いの状態をあらわしているよ
うな模様が文中に書き込まれている箇所がある。お
そらく、すでに写本の際に虫喰いなどによって判読
不可能な箇所だったと思われる。本書編集の上でも

判読不可能とせざるを得ず、□あるいは□□で表し
た。

一、本巻収録の一五四〇号「年中各月日記」は、東京大
学法制史資料室と国立公文書館ともに所蔵されてい
る文書である。前者は原文書より何らかの意図を
もって抜粋された文書であり、その内容は目録のみ
となっている。後者はその文書内の目録と本文を比
べた場合すべてが対応している。二者を比較した場
合、後者をより原文書に近い状態とみなすことがで
きる。よって本巻では後者を基にした。その上で、
前者との重なる部分は、◎をもって表示した。

一、一五四〇号「年中各月日記」には、各帖に黒の法司
之印で鎖印がしてある。しかし、編集の都合上割愛
せざるを得なかった。琉球王国評定所文書第九巻収
録の一五二六号「年中各月日記」にも、同様に法司
之印で鎖印がしてあり、同巻グラビアに掲載されて
いるので、参照していただきたい。

一、本巻収録の史料の活用については、東京大学法学部

法制史資料室及び国立公文書館内閣文庫の理解と協力を得た。記して感謝申し上げたい。
